

中華職業学校の職業市に関する考察

王 栄
(2004年9月30日受理)

A Study on the Vocational City of the Chinese Vocational School

Wang Rong

The activities of the Vocational City were carried out at the time from the establishment of the Chinese Vocational School in September 1918 to the end of the NanJing civil government period. The students of the Chinese Vocational School must participate in the activities of the Vocational City after having the regular courses in the school. The Vocational City established 3 sections included Legislation, Administration and Judicature that were imitations of the government systems in China. The regularity of the school was well maintained by the students as citizens in the Vocational City set the law and observed it by themselves. The odd jobs in the school were treated as the activities of the Vocational City and the students did them by their hearts.

Although the Vocational City was started by the introduction of civil education, the contents were turned out in many aspects including a labor custom, vacational ethics and service soul and etc. The Vocational City was introduced by the influence of America, but the contents were not very same as the American's. So the education to form the vocational manner became the beginning of the modern vocational education, and it was played a role in the vocational education of the NanJing civil government period.

Key words : School City, The Chinese Vocational School, Vocational education, Huang Yan-pei,
The National Association of Vocational Education of China

キーワード：学校市、中華職業学校、職業教育、黃炎培、中華職業教育社

はじめに

中華民国成立後、中国の教育近代化は新しい段階を迎えた。さらに1915年以後、新文化運動の始まりと国内経済構造の変動および西洋教育理論の影響に伴い、教育界は活況を呈し、さまざまな教育改革が全国的に展開された。

1917年5月6日、黄炎培(1878~1965)は実業界・教育界などの有力者に働きかけ、職業教育を研究し普

本論文は、課程博士候補論文を構成する論文の一部として、以下の審査委員により審査を受けた。

審査委員：佐藤尚子（主任指導教員）、二宮 眞、坂越正樹、大林正昭

及させるために、上海に中華職業教育社を創立した。翌1918年9月8日には、職業教育の実験校として上海市西南区陸家浜に中華職業学校を開校した。本論において取りあげる職業市は同校開校後直ちに導入され、民国期（日中戦争期を除く）を通して実施された。

職業市に関する先行研究としては、小林善文・呉玉琦等の「黄炎培と職業教育運動」や『中国職業教育史』がある。しかし先行研究では職業市に関する事柄はほとんどが概説的、通史的であり¹、職業市とは何かを具体的に解明してはいない。

職業市とは、一種の学生自治組織であると考えられる。職業教育になぜ自治活動を取り入れたのであろうか。本論は中国職業教育史の観点から、職業市の特質を明らかにしようとするものである。そのため、職業

市はどのような教育理念に基づいて展開され、どのような活動がなされていたのかを解説する。

I 職業市の成立

1 中華職業学校創立

1917年の教育統計によると、実業学校はきわめて遅れた状態にあった。全国的にみると中学校403校に対し、甲種実業学校は94校であった。また、高等小学校7,315校に対し、同レベルの乙種実業学校はわずか230校であった²。また、実業学校卒業生のほとんどが学習内容に見合った進路先を得ることができないでいた。その上、士を重んじて農・工・商を軽んじ、心を労するものは尊く、力を労するものは卑しいという通念のもとで、多数の学生は学校を「昇官發財」³の途として捉え、進学に熱中し、各種実業学校は失業学校と称せられた。

一方、当時は第一次世界大戦により欧米列強の中国進出が抑制され、中国の民族産業は急速な発展をとげつつあった。その中で、中国は多くの中・下級レベルの技術者、管理者および一定の知識と技術を持つ労働者、店員等を必要とした⁴。しかし、どのように職業教育を行うべきかは大きな課題であった。中華職業学校はこのような事情を背景に、実験学校として鉄工・木工・ボタンの三学科をもって開校されたのである⁵。「本校現行章程」は、同校の目的を次のように記している⁶。

本校はもっぱら進学を目的とせず、職業に従事しようとする学生に木工や鉄工、及びその他の適当な職業を授け、兼ねて彼らの善良な品性を陶冶し、その生産能力を育て、将来の生活に適応できるようにすることを目的とする。

これにより、同校の生徒は官途に就くことを目的とせず、専門の技術を持って生計を立てることを望まれたことがわかる。

2 職業市の誕生

中華職業学校開校式の約二週間後の1918年9月27日に、職業市の設立準備は始められた。当日夜7時、中華職業学校の初代校長顧樹森（1886～1967）は、まず全生徒の前で激励の演説を行い、「自治は社会人として重要なことであり、自治を行わなければ、他人の抑圧を受けることとなり、それは奴隸に等しい。生徒諸君の全力を尽くして自治を行ふことを望む」と述べ、自治の重要性を力説した⁷。続いて、生徒宿舎の

1寝室を1区、全校を1市とし、職業市と名付けた。当日中に職業市職員の選挙も行い、約80名の生徒から、30名余りの職員を選出した。職業市第一回の職員名簿は表1の通りである⁸。職員は職業市の勤務先別に、また住居区別に選出された。

表1. 第一回職業市職員名簿

職務	氏名
市長（副市長）	鄭樹声（余敬業）
甲組（普通科）班長	鄭樹声 陳福昌
乙組（普通科）班長	葉鵬均 汪鳴岐
鉄工科班長	余敬業 陸夢周
木工科班長	王璧 錢金声
ボタン科班長	倪佐 朱保錫
衛生部部長	鄭樹声 張惟椿
図書博物館館長	陳福昌 唐海
運動部部長	張鴻基 陸夢周
消防部部長	余敬業 汪鳴岐
第一区区長	朱鶴羣 鞏漢章
第二区区長	傅夢札 董雪林
第三区区長	張惟椿 沈克允
第四区区長	謝適 劉光善
第五区区長	袁廷俊 唐海
第六区区長	張鴻基 吳榮泉
第七区区長	虞冀明 徐餘鑫
第八区区長	倪世昌 周服之
第九区区長	馬駿曹 趙德新

出典 唐海「職業市小史」『教育与職業』（中華職業教育社機関誌、以下同じ）第16期、1919年11月。

1918年10月10日には、職業市成立大会が開かれ、顧樹森は次のように生徒に訓話している⁹。

今のは、ただこれまでの家産に頼り、昼に三度の食事を取り、夜には一晩の宿を得て、職業に努めない。一旦家産が尽きると、すぐ無賴に成り果てる。その原因を追求すれば、家庭のしつけが悪いのではなく、教師の怠慢でもない。自治精神がないからである。故に、生徒諸君が自治能力を身につけるため、私は自治を極力提唱する。今後は他人の支配を受けないように、生徒諸君が全力を尽くして自治活動を行うことを望む。

このように顧樹森は、当時の人々に自治精神がないことが生計を立てられない原因の一つになっていると考え、職業市の組織を考えたと思われる。こうして中華職業学校職業市が正式に誕生し、生徒たちは授業のほかに、放課後の時間には、職業市の市民として活動することとなったのである。

3 アメリカ学校市の受容

職業市の命名について、校長顧樹森は、次のように説明している¹⁰。

本校は開校した後、すぐに学生自治を提唱し、学校市の組織をもって公民教育の事実上の組織とした。本校は職業を全市民の発展の目標としているので、この学校市を職業市と命名したのである。

顧樹森のいう学校市とは、19世紀末から20世紀初めごろ、アメリカの初等・中等学校に見られた学生自治組織である。例えば、アメリカのウイリアム・ジョージによる少年共和国（Junior Republic）、やウイルソン・ギルの学校市（School City）などはそれであり、19世紀末ごろから立憲政治のない手としての公民的人間の育成をめざし、立憲政治組織の模写として市民的訓練方式が学校に導入されたものであった¹¹。学校市について、管見の限り、中国で最初に紹介したのは1917年7月の『教育雑誌』に掲載されている「学校之組織」という文章であり、文章の冒頭に¹²、

近時、見識のある人は国民の立憲思想を育成するために、学校教育には憲政教育を盛り込むべきだという説を盛んに提唱している。憲政教育と呼ぶのはそれほど適切ではないようだが、自治教育の枠からはみ出でてはいない。その自治問題は、長い間研究されてきたが、これまで適切な方法はなかった。出された数少ない案を試してみても、すぐ失敗してしまった。これは我が国民の間では自治思想がまだ普及していないのが原因ではあるが、やり方の良くなきのも一つの要因である。（略）近時、アメリカ学校市の組織は、方法がよく、意義があり、憲政教育に対して大いに参考にする価値がある。

とあり、当时代中国における立憲・自治の不成功を自治思想および方法の不備に起因するものと考えている。そして、アメリカの学校市の組織・方法に対して大いに賞賛し、積極的に勧めたのである。さらに、この文章にはアメリカのコネチカット州ハートフォード市のアーセナル学校の学校市が定めた「学校市憲章」及びその方法も具体的に紹介されている。

また顧樹森も1919年に次のように紹介している¹³。

1540年代に、ドイツのある中学校ではこの自治を行ったことがある。近代アメリカにおいて、学生自治制は幅広く普及し、一世を風靡した。学生自治制の創始者はギルであった。ギルの著した「The

Gill's system」によれば、人民に行政自治の概略を理解させるため、また人民が政治に対して無関心にならないように、一種の方法を考え出したという。それは学校市と呼ばれた。すなわち、学校の学生団体は完全に地方の自治機関である市を模倣し、立法・司法・行政の三部を設け、生徒を市民とし、自治団体の職員、例えば、市長、書記、司法官、議員などはすべて生徒の中から選挙され、任期は三ヶ月であった。また、自ら法律を制定して、自らこれを遵守し、しかもそれを使って学校の秩序を維持するものであった。このように育成された学生は、将来の社会において、地方自治上のよい公民になるのである。

上述のように、中華職業学校初代校長顧樹森は、学生自治制の起源・目的・やり方を詳しく紹介している。顧は自治の学習や自治精神の養成のため、中華職業学校に学校市を導入したと思われる。

II 職業市の変遷

1 目的の修正

職業教育とは、職業に従事するために必要な知識・技能を授ける教育であるとされてきた。にもかかわらず中華職業学校は、なぜ自動的な学校市に範を取った職業市を取り入れたのか。

中華職業学校に対する強い影響力をもつ黄炎培は学生自治について、次のように、当然のことと考えていた¹⁴。

私達の学校は、元来実験的な性質のものである。従って各地の教育家が見学や研究に来ることを歓迎する。創立以来、見学者は本当に多い。我が校の自治組織に対してたいへん注目し、絶えず規約を求め、各種の組織法について尋ねる人もある。（略）ただ一つのことを説明しなければならない。もし職業学校のみにこのような自治組織が必要であると思うならば大間違いである。どんな学校でも自治を提唱せずにいられようか。もちろん職業学校もこのようにするべきだ（後略）。

しかし、職業市の展開をみると、かなりの変化が見られる。まず目的から見てみよう。

職業市発足の翌年の1919年4月に公表された職業市自治会規程（第一次修正）は総綱（13条）・市議会組織法（18条）・市政所組織法（12条）・初級裁判所組織法（16条）・付則（2条）よりなり、総綱には次のようにある¹⁵。

第一条 職業市は中華職業学校の全学生により組織され、専ら本市の自治に関する事を取り扱い、個人の社会への奉仕練習を主旨とする。

第二条 すべての中華職業学校学生は本市市民である。(後略)

第五条 本市自治機関は本校教員の監督指導を受け、全市の事を取り扱う。(後略)

総綱第一条により、職業市は自治に関することと社会奉仕の両方を目的としていたのである。また第五条には、職業市の自治活動は中華職業学校の教職員の監督指導を受けるものであり、自治の学習という位置づけなのであった。

1922年4月、職業市自治会規定に変更があった。第一章の総則は次のようにある¹⁶。

第一条 職業市は中華職業学校の全生徒により組織され、専ら人格を養成し、社会奉仕の訓練することを主旨とする。

第三条 各村は職業市に属し、職業市は学校行政部に属し、各自治機関は本規定に従って一切を処理しなければならない。自治に関する事柄は学校行政部の規定に抵触してはならない。(後略)

第一条から、自治の文字が消え、かわりに人格の養成が挿入されたことがわかる。社会奉仕とともに健全な人格を育成するためのものへと変わったのであった。第三条によると、具体的に職業市は学校の行政部に属すとされた。このことは学校側の職業市の指導管理の明確化を意味する。教職員の監督指導が必要であることには変わりはないが、ではなぜ職業市の目的から自治の文字が消えたのであろうか。1919年の五四運動以後、中国各地の学生自治会は政治活動を活発化させていた。学生の政治活動を未然に防ぐため「人格」に変えたものと考えられる。

職業市の目的はなぜ人格の養成に変わったのであろうか。これには黄炎培の影響が大きかったと思われる。なぜならば彼は次のように述べているからである¹⁷。

本社の創設した中華職業学校では、入学時、すべての学生は誓約書を書かなければならない。すなわち、

- 一、労働を尊重する
- 二、規律を守る
- 三、社会に奉仕する。

である。

誓約書のことばであるので、職業市の目的を示すものではないが、このような精神性の強い教育は、

次の文のように早くから黄炎培の主張していたことであった¹⁸。

職業教育を取り扱うには以下の2種類の問題が最も現れやすい。一、学生は自尊の意味を誤解し、いつのまにか作業することを軽視するようになる。従って、決められた実習の課程以外に手を出したがらない。(略) 現在の実業学校でこの欠点をもつものは少なくない。これは将来の就職に大きな障害となる。二、学生に職業についてだけを教え、精神の陶冶にまったく留意しない。非常に優れていた教育も機械的な暗記に変わると、自発的な習慣と共同生活の知識がなくなる。このような教育は、ただ改良された徒弟を育成するにとどまり、決して善良な公民を育成することはできない。現在、各地における慈善機関の運営している教育でこの欠点をもつものは少なくない。私達はこの2種類の欠点がわかつたので非常に注意した。実習と授業以外に、労働・奉仕を極力提唱し、しかも学校内のあらゆる活動を自治活動として取り入れた。

黄炎培はそもそも単なる技術教育や公民教育に賛成していないかったことも確かである。労働を心から愛するという望ましい習慣、集団生活を営むための道徳規範、社会への奉仕精神、これらを求めて「人格」を挿入したと思われる。

こうしてみると、アメリカにおける学校市と職業市にはいくつかの違いがある。第一は、アメリカでは学生の自治が重んじられ、教師の監督を必要としないものであったが、職業市の自治は、教師の指導下のものであった。第二は、アメリカの学校市では共和国の制度や法律の知識等についての学習が重視されたが、1922年以後の職業市では社会奉仕、人格の養成が重視された。したがって、職業市はアメリカの学校市に触発されて発足したが、大きく変容していることがわかるのである。

2 職業市システムの変遷

①設立初期の職業市システム

職業市は、学生の自治を学習する機関として開設されたが、当初は立法・行政・司法の3部に分けられず、その中枢機関は議事部であった。その後、1919年2月から、徐々に整備され、立法・行政・司法の3部に分けられるようになった¹⁹。表2は1919年11月段階における職業市の組織である。

表2によれば、この時期、職業市はすでに議会・市政所・初級裁判部を設けて、立法・行政・司法の3部

表2. 職業市自治機関組織表

学生自治団 ・・・職業市	議会 ・・・市長	議長員			
		総務科	選調会	議會	監査計
		実業科	商貯園	蓄銀	店行芸
		社会教育科	図書	博物館	部会会
		新体音講	博聞育樂演	育樂演	部会会
		交通科	郵電路	郵電路	政報政
		警務科	警童消	務子防	隊軍隊
		工程科			
		衛生科			
		交際科			
		初級裁判部	検察部	檢察	長員記
			審判部	審判	長員記

出典 「中華職業学校概況一覧」『教育与職業』第16期（1919年11月）に基づき筆者が作成した。

に分けられたことがわかる。職業市は三権分立に基づいていたのである。しかし、三権分立の組織は、当時の中国政治を反映したものではなかった。職業市はいわば理想の組織であったわけである。

②1920年代前期の職業市システム

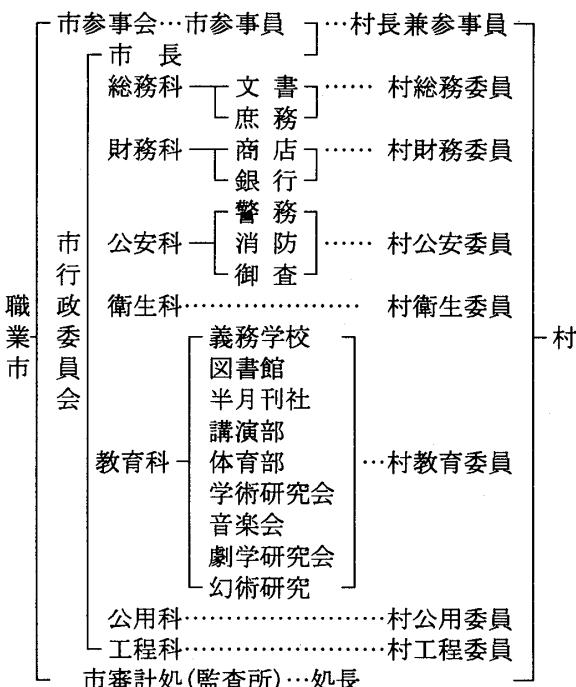
1920年2月から、職業市は区を廃し、市と村を中心とするものに変わった。市の範囲は比較的大きく、各市民との関係も希薄だったので、両者の間に村という小組織を介在させたのである。当時の本科生の小組織は、新村・友誼村・平民村・愛華村・工学村・求新村・大同村などの名を付け、全部で15村であった。共通の規約以外、各村には自ら定めた規約があった²⁰。

1921年、黃炎培は広州の市政を視察した。国民政府下の市政をよしとした黄の影響で、職業市も広州市政を模倣し、表3のように市行政委員会・参事會・審計處の3部に変えた。一方、司法機関としての検察部と審判部は廃止された。市行政委員会は、行政事務を負う機関であり、市参事會は市民を代表して市行政に助言する機関であり、審計處は財務監査を担当する機関であった²¹。

この市行政委員会の7科と対応して村の組織が決められた。一村は合計8人で、村長以外に総務・財務・公安・衛生・教育・公用・工程という7委員があり、一人一人に責任があった。村長は村の指導者とし

て村に関するすべてのことを統括し、また一方で村民の代表として市参事會の参事員となつた。1922年の同校の報告によると、生徒の増加に伴い師範生・乙種生徒の宿舎も新村を組織しており、全校に48村あつたことがわかる²²。

表3. 職業市自治機関組織表（1922年4月）



出典 顧樹森「学生自治概況」『教育与職業』第36期、1922年5月。

こうした試みから、職業市を中国社会の実情に合わせようという教育理念をうかがうことができる。職業市の組織に実際の地方行政を採用したことは、現実社会の中で生きるたくましい人間の形成を目的にしたものであり、したがって現市政の縮図でなければならなかつたのである。

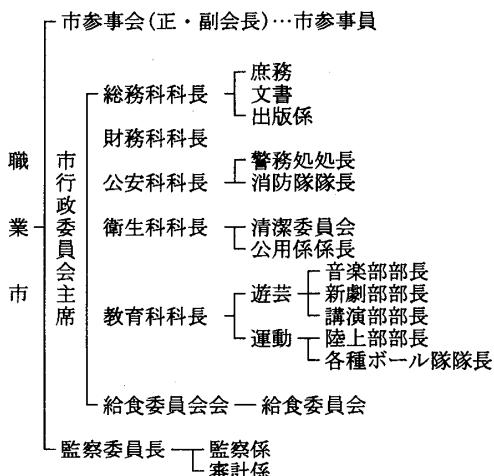
中華職業学校の創立10周年、職業市20期にあたる1927年の職業市の組織表によれば、1922年のものと大きな差はない。ただ職業市には各級の国家機関と機関要員の仕事への監督や違法行為および職務上の過失についての告発の役割を果たす市監察委員会が追加されているのみであり、これは現実の市政に対応したことであろう。ただし、依然として司法機関はなかつた。職業市の組織が変わるのは、1928年以後のことである。

③国民政府成立後の職業市システム

国民政府成立後の1928年3月25日、中華職業学校

は、上海特別市教育局に登録の手続きを行った²³。中華職業学校は正式に認められたのである。登録により、それまでは自由に活動してきた職業市に変化がもたらされた。表4は1929年5月公表の職業市自治機関組織図である。

表4. 職業市自治機関組織表（1929年）



出典 「中華職業学校創立以来之試驗与改造」『教育与職業』第 200 期、1945 年 5 月 1 日。

表4から、市参事会・市行政委員会・市監察委員会がすべて市長の指導下におかれたことがわかる。また、市審計処は市監察委員会に合併され、市監察委員会は監察係と審計係の2部に分けられた。そして、市行政委員会の構成も調整された。財務科と教育科の組織が縮小され、例えば、財務科所属の商店や銀行、教育科所属の平民学校が消滅した²⁴。職業市の組織は以後ずっと表4の通りであり、その後変わることはなかった。これは当時の中国の政治システムと同じであった。

1929年9月14日、中華職業学校は教育当局の要求により、10月19日に職業市と似た学生会を設置した。学生会が専ら対外的に学生活動を、職業市は学校内で学生活動を行うことになった²⁵。続いて11月9日、上海市教育局の命令により、同校は私立中華職業学校と改称した。また、1932年12月14日の市教育局令により、上海市私立中華職業学校と改称した。しかし、1935年にはもとの校名中華職業学校に復帰している²⁶。

職業市は、1932年1月28日の上海事変および日中戦争により2度中止されたが、民国期が終わるまで継続して実施されていた。こうしてみると、職業市は中華職業学校にとってきわめて重要な教育活動であったことがわかる。次に、実際に職業学校でどのような活

動が行われたかを明らかにする必要がある。

III 職業市の活動実態

1 公民教育

職業市はすべて生徒たちの手によって運営された。教師の監督のもとではあったが、市長と市職員は自分たちで選んだ。職業市自治会規程に基づき、職業市は学期ごとに選挙を行った。同市に半年以上居住し、かつ学期ごとに公益の寄付金1角以上を納める者は選挙権を有し、同市に居住している満16歳以上の者で、かつ月ごとに1角以上の生産額を収めた者は被選挙権を有した。また、品行不良や宿題忘れて同校から通告された者、処分を受けた者、学校の規律を一ヶ月に4回以上違反した者など一つでも当てはまれば、選挙権および被選挙権は剥奪された。

『教育与職業』第16期には以下のように記述されて
いる²⁷。

1919年2月3日、職業市は選挙を行った。投票前、職員は開票立会人1人、開票人1人、唱票人1人、書記2人、警察6人を指定し、教職員を顧問にした。

こうして、選挙のしかたを学んだのである。しかし、議会の選挙はまだ行われていなかつた。

また、同年11月の議会の報告においては、次のように書かれている²⁸。

1919年2月、職業市は立法・行政・司法の3部に分けられた。議会は立法機関として設けられ、学校教職員や市長および市民からの議案に対する審議を担当する。全市民は各自治区から議員を11人選挙した。

この時誕生した議会は職業市初の議会であった。その後、議員は16人に増加した。また1922年から議会は参事会に変わった。しかし、選挙権・被選挙権および選挙方法についてはほとんど変わっていない。

表5は「各届大事記」および「学校大事記」に基づき作った1918年から1928年の職業市第1期から第20期の市長名簿である。

この名簿により、職業市では毎期ごとに選挙を行つていたことがわかる。特に1918年から1928年において選挙は職業市のきわめて重要な活動であったのである。

裁判も自分たちで行った。表6は1918年11月11

表5. 職業市歴代市長名簿

期	市長	期	市長	期	市長	期	市長
1	鄭樹声	2	唐 海	3	辛景文	4	王達泰
5	不 明	6	陳邦棟	7	蔡公起	8	蔡公起
9	姚伯容	10	不 明	11	張敏達	12	顧 修
13	胡志龍	14	楊崇衆	15	李小初	16	張耀先
17	李小初	18	趙 昂	19	湯克仁	20	朱 蘭

出典 「各届大事記」王紹祥編『中華職業学校十周年、職業市二十屆記念合刊』(1928年5月)及び「学校大事記」『中華職業学校十五周年記念刊』(中華職業学校、1933年5月)に基づき、筆者が作成した。

表6. 職業市裁判部の判決(1918年)

番	告訴内容	判 決
1	被告47号は原告人の顔を誤って傷つけた	第一条により訓戒する
4	被告12・27号は乙教室でけんかのためガラス窓を壊した	第五条により賠償する
5	被告74号は便所外で小便した	第三条により一週間の労役処分(トイレ掃除)
8	被告45・68・79・20号は休暇の限度を超過した	第四条により自由行動を停止する

出典 「裁判部の報告」『教育与職業』(第16期、1919年11月)に基づき、筆者が作成した。

日、裁判部の第1回判決の実例であり、判例は全部で8件であった。裁判部の報告によれば、裁判長を担当する人は生徒の鄭樹声と張惟椿であり、弁護人は顧樹森先生と陸友白先生で、書記は生徒の余敬業と唐海であった。また楊立人先生は高等顧問とされた²⁹。

裁判部は11月24日に第二審を行い、11月30日に3回目の裁判を行った。その2度の法廷では、裁判長や書記員をすべて生徒が、弁護人・高級顧問を教職員が担当した。告訴内容や判決もだいたい第1回と似ていた。また、すべての判決に対して別に判決公布書を掲示し、生徒の名誉を保護するため、名前を直接掲示せず、番号で公布した³⁰。

これらのことから、選挙も裁判も職業市のきわめて重要な活動であり、しかもそれによって学校の秩序を維持していたことがわかる。職業市の規定に違反する人に対して、職業市は頻繁に法廷を開いて裁判を行い、裁判の時には弁護人をおいた。1919年2月から、弁護人も学生が担当するようになったが、高級顧問だけは教師とされた。それと同時に、同部は告訴書・檢

察部公訴書・上訴書・検察部上訴書・判決書などを作りだし、すべての裁判は決められた訴訟手続によって行うようになった³¹。

つまり、生徒に選挙・司法に関する自治知識を習得させるとともに生徒に規律を遵守して法律を守る習慣を身につけさせたのであった。政治や司法の学習というよりも、自分たちの問題として取り組み、自分たちで解決する実践を通して自治を身につけさせようとしたと考えられる。

以上からみると、職業市の活動においては、公民教育を実践したことがわかる。中華職業学校は、職業市を小さい社会とし、社会成員として必要な資質は、このような活動を通して習得されたのである。

2 労働教育

中華職業学校創立当初は、2人の用務員を雇って各所の清掃を担当していた。第1期の衛生部長張惟椿の報告によると、同部設立後は、この仕事を全生徒が担当するようになった。表7は清掃分担表である。全市民の努力によって、校内は、非常にきれいであり、地面には汚物がない状態に達したという³²。

また、例えば中華職業教育社や中華職業学校の接待や会議の手配、工場における工具の保管、運動場と公園の整備、図書館の開館・管理、学校の消防などすべての雑務が職業市の活動として学生に任せられた。さらに、校舎を増築する時や校地を整備する時も授業を休講にしてすべての教師と生徒は建築労働に参加した³³。

表7. 清掃分担表

食 堂	各区順番 教室内の生徒順番 寝室内の生徒順番 全体生徒順番	毎日1区 毎日2人 毎日1人 毎日2人
教 室	同上	
寢 室	同上	
教員室	同上	
応接室	同上	
受付室	同上	
銀行部	同上	
図書館	図書館幹事順番 各区順番	毎日1人 毎日1区
トイ レ	各区順番	
浴 室	清掃区表により	毎日1区
廊 下	清掃区表により	

出典 「衛生の報告」『教育与職業』(第16期、1919年11月)に基づき、筆者が作成した。

1921年2月24日に、中華職業学校は職業市に給食委員会を組織させた。その時から学校の給食をすべて生徒が担当した。給食委員会規定により、毎週当番で1村ごとに全校の給食を作り、買い物から調理まで全

部を担当した³⁴。中華職業学校は、このような肉体労働により、生徒の労働習慣の向上を求め、労働を軽視せず、労苦に耐えて働くという労働習慣の育成に力を入れたのである。

3 職業商店と職業貯蓄銀行

職業市により展開された活動には、商店・銀行などの施設を設けて行われたものがあった。職業商店と名付けられた活動を例として取り上げよう。中華職業学校では、工科生徒の実習のためにいくつかの工場を開いた。例えば、鉄工場・木工場・ホーロー工場・ボタン工場などがあった。しかし、商科の実習場はなかった。1918年9月23日、経営を練習するため、全校の教職員と生徒は会議を開いて、商店を設置することを定め、職業商店と命名した。資本金は100元でそれを200株に分け、1株5角で出資者を募った。同店は25日に営業を始め、毎日2回（昼ごろと午後放課後）営業し、販売品は学習用品と日用品であった。最初は、陸友白先生が商店永久經理を担当し、生徒の王璧と錢金声が商店部長・副部長となった。記帳員7名は、すべて生徒であり、週に一回輪番とした。店員は週ごとに6人（後に5人）で、1日ごとに輪番で担当した。開店式は11月1日に行われ、各校からの参観者も多かった。最初、資本は少なかったので不景気であったが、教職員と生徒が積極的に株を買い、営業も拡大された。1919年3月3日、株主総会を開き店長と新しい記帳員7人を選出した。後に、同店は同校の製品をも販売した。例えば、ホーロー科の生徒の授業の余暇に作ったインクと歯磨き粉はたいへんな人気であった。また、国産品を提唱する時は、毎週の火・木・土曜日に外出して販売した³⁵。このような活動により、生徒たちに練習を通して、販売・記帳などの実際を体験させた。職場体験・職業技能の訓練活動も取り入れた。また同時に、おつりをごまかさない、顧客に対する態度などの道徳的な訓練にもなったと思われる。

表8と表9とは職業貯蓄銀行の1919年11月の営業状況を反映する。職業貯蓄銀行は、最初、銀行貯蓄部と呼ばれ、1919年2月に職業貯蓄銀行と改称した。預金者は校内のものだけではなく、校外のものも少くなかった³⁶。このような活動は生徒に銀行業務を理解させ、銀行の手続きに熟練させるとともに信用の重要性に気づかせようとしたことが分かる。

職業市においては、職業商店と職業貯蓄銀行との活動を通して、職場体験や職業技能の訓練を行うとともに、商人としての道徳、銀行員としての道徳などのような職業道徳も訓練したといえよう。

表8. 職業貯蓄銀行の営業

預 金	普通預金	年利4厘
	定期預金	協 議
貸 付	信用貸付	協 議
	担保貸付	
貯 蓄	普通貯金	年利6厘
現在の総預金額		7000元以上

出典 「職業貯蓄銀行の報告」『教育与職業』（第16期 1919年11月）に基づき、筆者が作成した。

表9. 職業貯蓄銀行の預金者 (口座)

普通預金	個 人	12
	社 団	8
定期預金	個 人	50
	教 職 員	18
普通貯金	生 徒	155
	工 人	35
	校 外 人	50
	社 団	12
合 計		270
		340

出典 「職業貯蓄銀行の報告」『教育与職業』（第16期、1919年11月）に基づき、筆者が作成した。

4 平民学校

1920年に、貧困家庭の子供のために、職業市は義務（国民）学校（後に平民学校と改称）を設立した。義務（国民）学校は、授業料を徴収せず、手数料（報名費）は同校の経費とした。それ以外は全部職業市の負担であった。同校の毎週の授業時間は30時間で、国語・算数・図画・手工・唱歌・体操などの課程を設けた。同校は国民学校のレベルで、最初は1学年と2学年を設け、後に3学年・4学年も設けた³⁷。教員は職業市により推薦され、1921年の段階では、在校生が90名であった³⁸。1922年2月20日の始業式は50余名で、徐益梓が担当した。第12期の職業市の報告によれば、1924年3月3日、上海南市に失学者が多いため、職業市は職工教育館において南市第一平民学校を開設し、毎晩1時間の授業を設けた。受講生は150余名で、大人、児童、女性の3班に分けた。女性学生は3分の1を占めていた³⁹。教員はほとんど中華職業学

校の生徒が担当した。人手と時間がかかる奉仕的な仕事であった。職業市はこのように社会奉仕を学習する場でもあった。

こうして、職業市の活動において、公民教育の実践とともに、労働習慣、職業道徳、社会奉仕精神の育成が行われた。職業市は公民教育や憲政教育を導入して始められたものであるが、その内容は、労働習慣、職業道徳、奉仕精神などの形成に重点がおかれ、職業に対する態度の育成を特色としていた。

中華職業学校は、職業市の活動を通して、上述のような職業に対する態度の形成を身につけさせようとしたのである。黄炎培は態度形成を職業教育の新しい方法として考えたわけではなかった。しかし、黄の精神性の強い教育は、このような実践的な態度形成の教育を生んだといえるであろう。

IV 職業市の意義

最後に中国職業教育史における職業市の意義を考察する。職業市は職業に対する態度の形成を職業教育に導入した最初の実践であるといえよう。1910年代、まだ職業学校は導入されていないが、近接する実業学校の目的は実業学校令第一条に

実業学校は農業・工業・商業に必要な知識技能を授けることを目的とする。

とあり⁴⁰、知識技能のみの教育が行われていた。

現在の職業教育は知識・技能とともに態度の教育を重視しており、職業市による態度形成の教育は、中国職業教育における態度の教育の嚆矢をなすものなのである。

1922年、壬戌学制が公布され、甲種実業学校は職業学校へと改称された。また、高級中学校農・工・商科が出現している。しかし、職業教育のカリキュラムはついに制度化されることはない。職業に対する態度形成の教育が制度化されるのは、1932年の職業学校法公布以後のことである。

1933年、職業学校規程が公布された。その第二条は次のようにある⁴¹。

職業学校は生産教育を実施する場所であり、職業学校法第一条の規定に従い、下記の各訓練を実施する。

- (1)強健体格を鍛錬する。
- (2)公民道徳を陶冶する。
- (3)労働習慣を養成する。
- (4)職業知能を充実する。
- (5)職業道徳を増進する。

(6)創業精神を啓発する。

ここから、(3)の労働習慣の養成、(5)の職業道徳、(6)の創業精神等職業に対する態度形成が訓練内容として制定されていることがわかるであろう。こうした内容の規定された背景には、中華職業学校職業市の実践が大きく影響したと考えてよいであろう。

1918年に開始された職業市は、職業教育上、態度形成の必要なことを広く知らせる役割を果たした。そして、南京国民政府下の職業教育に大きな影響を与えたのである。

おわりに

職業市は1918年9月、中華職業学校設立直後に開設されてから民国期を通じて活動した。中華職業学校では、授業時間以外の時間は、職業市の活動に参加しなければならなかった。職業市は当時の中国の地方政府制度を模倣し、立法・行政・司法の3部を設けた。生徒は市民となり、自ら職業市の法律を制定して自らこれを遵守し、しかもそれによって学校の秩序を維持した。学校の雑役はすべて職業市の活動として学生に任せられ、責任ある仕事も同様であった。

職業市はアメリカの影響を受けて導入されたもので、公民教育、憲政教育を導入して始められたものであるが、その中身はアメリカと異なり、その内容は労働習慣、職業道徳、奉仕精神などの形成に重点がおかれ、職業に対する態度の育成を特色としていた。

そして、このような職業に対する態度形成の教育は現代的な職業教育の嚆矢となり、やがて、1930年代にはそれが制度化されるまでに影響を与えたのである。

【注】

*1 小林善文「黄炎培と職業教育運動」『中国近代教育の普及と改革に関する研究』(第6章) 汲古書院、1995年、271頁。吳玉琦『中国職業教育史』吉林教育出版社、1991年7月、142頁。

*2 黄炎培「考察本国教育筆記」『教育雑誌卷』第六卷第3号・第5号、第七卷第1号・第5号、商務印書館。

*3 官途につく、金持ちになる。

*4 田正平主編『中国教育思想通史』(第六卷第三章) 湖南教育出版社、1994年。孫培青・李國鈞『中国教育思想史』(第三卷 金林詳主編) 華東師範大学出版社、1995年。劉桂林『中国近代職業教

王 栄

- 育思想研究』高等教育出版社，1997年10月。
- *5 中華職業學校「職業市小歷」『教育与職業』第16期，1919年11月。
- *6 「本校現行章程」『教育与職業』第20期，1920年5月。
- *7 唐海「職業市小史」『教育与職業』第16期，1919年11月。
- *8 前注*7。
- *9 前注*7。
- *10 顧樹森「学生自治概況」『教育与職業』第36期，1922年5月，33頁。
- *11 相賀徹夫「教育事典」小学館1966年4月10日初版，1967年4月1日第4版，発行。
- *12 天民「学校之組織」王雲五主編『教育雑誌』第9卷，第7期，商務印書館，1917年7月。
- *13 顧樹森「学生自治の種々問題」『教育与職業』第16期，1919年11月。
- *14 「職業市自治規程」『教育与職業』第16期，1919年11月。
- *15 「職業市自治規程」『教育与職業』第16期，1919年11月。
- *16 「職業市自治規程」『教育与職業』第36期，1922年。
- *17 「学生自治号発行の趣旨」『教育与職業』第16期，1919年，11月。
- *18 前注*16頁。
- *19 「議事部報告」『教育与職業』第16期，1919年11月，16頁。
- *20 「各村自訂規約」『教育与職業』第20期，1920年5月。
- *21 前注*10，34頁。
- *22 前注*10，34頁。
- *23 王紹祥編「学校大事記」『中華職業学校十五周年記念刊』，中華職業学校，1933年5月。
- *24 「中華職業学校創立以来之試験与改造」『教育与職業』第200期，1945年5月1日。
- *25 前注*23。
- *26 「学校大事記摘要」『中華職業学校成立三十周年記念刊』，中華職業学校，1948年5月。
- *27 前注*7，4頁。
- *28 前注*19。
- *29 「裁判部報告」『教育与職業』第16期，1919年11月，19~26頁。
- *30 前注*29。
- *31 前注*29。
- *32 陳福昌・錢金声「七年下学期衛生部半年中之經過」『教育与職業』第16期，1919年11月，27~32頁。
- *33 中華職業教育社編『社史資料選輯』第1輯，1981年5月。
- *34 前注*23および前注*26。
- *35 朱鶴羣「販売店報告」『教育与職業』第16期，1919年11月，33~36頁。
- *36 唐海「職業貯蓄銀行報告」『教育与職業』第16期，1919年11月，37~40頁。
- *37 唐海「社会教育科報告」『教育与職業』第20期，1920年5月，69~73頁。
- *38 前注*37。
- *39 中華職業教育社「各届大事記」『中華職業学校十周年，職業市二十屆記念合刊』，1928年5月，98~99頁。
- *40 教育部公布「実業学校令」1913年8月4日，舒新城編『近代中国教育史資料』（中）人民教育出版社，1961年10月，785頁に所収。
- *41 教育部公布「職業学校規程」1933年3月，多賀秋五郎『近代中国教育史資料』（民国編下），日本学術振興会，1974年，1190~1195頁に所収。

（主任指導教員 佐藤尚子）